

令和2年9月定例議会 議案概要		担当課	商工観光課	種別	条例
議案番号	議案第104号	議案名	琴浦町一向平キャンプ場条例の一部改正について		
目的	指定管理者の変更や施設のリニューアルに伴い、設置目的に観光誘客施設としての位置づけを追加するとともに、開設期間を通年とし、指定管理者との協議を踏まえ、必要に応じて閉鎖期間を設定できるよう所要の改正を行うもの。				
内容	<p>1 主な改正内容</p> <p>(1) 設置 町外観光客の誘客を促進し、観光振興を図るため、目的を追加するもの。</p> <p>(2) 開設期間及び開設時間 「4月1日から11月末日まで」としていた開設期間を「通年」とし、指定管理者との協議を踏まえ、閉鎖期間を設定することができるよう所要の改正を行うもの。</p> <p>2 改正理由</p> <p>(1) 設置目的 現在の設置目的に加え、町外及び県外の誘客を促進し、自然体験型の観光振興を図ることにより、第2次観光ビジョンの基本方針である「稼ぐ観光で町産業全体の底上げ」を推進するため。</p> <p>(2) 開設期間及び開設時間 開設期間について、指定管理者は天候の状況を勘案しながら、可能な限り営業を行う意向であり、町も一向平キャンプ場の有効活用を図り、更なる誘客を促進していきたいため。</p> <p>3 指定管理について 指定管理者 株式会社一向平キャンプ場 指定管理期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(5年間)</p>				
補足事項	施行日 公布の日				